

2018 年 11 月 13 日

一般社団法人グローバルムスリムツーリズム協会

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人グローバルムスリムツーリズム協会と称し、英文では、Global Muslim Tourism Association (略称 GMA)と表記する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第 3 条 当法人は、国内外の連携により、イスラム教を信仰する人々の観光（以下、「ムスリムツーリズム」という）などをはじめとした訪日外国人観光市場に関連するビジネスの持続可能な発展に資する事業、調査、研究などを展開することにより、多様な訪日客への「一貫したおもてなし」のシステムを構築することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、国内外において次の事業

を行なう。

- (1) ムスリムツーリズムに関係する様々な法人間の連携構築事業
- (2) 国際的な教育機関との連携によるムスリムツーリズム等を担える人材の育成事業
- (3) 先進的な IT システムを活用したムスリムツーリズム等訪日客への有益な情報提供事業
- (4) 持続可能なハラルビジネスなどを展開するための事業の企画、立案、実施に関する事業
- (5) 訪日外国人観光に関する情報の収集・分析、観光施設等のアセットマネジメントに関する調査研究事業
- (6) 国内行政機関、国内外の教育機関、地域と協同して観光地域づくりを行う法人等の連携、協力による国内外への情報提供、広報事業
- (7) 当法人の事業を通じて得られた知見からの政策提言
- (8) 上記に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(構成員)

第 5 条 当法人の会員は、次の 5 種とする。

- (1) 設立時会員 当法人の設立時社員（ただし、定款 8 条の規定に基づき資格喪失した者又は定款 10 条の規定に基づき除名された者を除く。以下同じ。）
- (2) 法人正会員 当法人設立後、本協会の目的に賛同して入会する法人
- (3) 個人正会員 当法人設立後、本協会の目的に賛同して入会する個人
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会する法人
- (5) 特別会員 本協会の事業に協力するため入会する国、地方公共団体、大学等教育機関の団体（外国の団体を含む）その他の公共的な外国の

法人、団体、又は学識経験を有する外国の個人

- 2 前項の会員のうち設立時会員及び法人正会員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という）上の社員とする。

（入会）

第6条 会員として入会するものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者にその結果を通知するものとする。

- 3 法人正会員にあっては、法人としてその権利を行使する者（1名に限る。以下、「会員代表者」という）を定め、会長に届け出なければならない。

- 4 法人正会員は、会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 法人正会員、個人正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 設立時会員、賛助会員、特別会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である法人が解散したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 設立時会員及び法人正会員のすべてが同意したとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて除名することができる。

この場合においては、社員に対し社員総会の1週間前までに通知する。

(1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 本協会の社員総会は、社員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(種別)

第 13 条 社員総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とし、通常総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

2 第 1 項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(決議)

第 14 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行なう。

(1) 入会金及び会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 役員の報酬の基準

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 長期借入金

(9) 理事会において社員総会に付議した事項

(10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で別に定められた事項

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、法人法及び本定款に基づく請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、次の事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、7日前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が、書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 前号の目的である議案に理事・監事の選任、その報酬等、定款の変更を含む場合はその議案の概要

(4) 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨、その行使の期日及びその方法

ただし、この場合は(2)に関し議案の内容及び提案理由を示さなければならない。

(5) 代理人による議決権行使の方法に関する事項

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員につき各1個とする。

(書面決議等)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項に

ついて、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する社員は、第14条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印をしなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 本条の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会において法人正会員（法人の場合にあっては、会員代表者又は当該法人に所属する者のうち会員代表者が指名する者）及び設立時会員の中から選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事のうち1名以上を法人法第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事（以下「業務執行理事」と呼ぶ。）として選任することができる。

4 理事のうちから、副会長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（理事の職務権限）

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところによりその職務を執行する。

2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、必要があると認めるときは、理事会の招集を請求することができる。

（役員の任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議に基づいて解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(責任の一部免除)

第27条 当法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、

法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、役員との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 相談役は、学識経験者又は当法人に功労のあった者のうちから理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 相談役は、当法人の運営に関して会長の諮問に答える。

4 顧問は当法人の運営に関して、会長が意見又は情報を求めるために相応しい者のうちから理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(顧問及び相談役の任期)

第29条 顧問及び相談役の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし再任を妨げない。

(顧問及び相談役の報酬)

第30条 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、必要な経費を支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第 3 1 条 当法人は、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 2 条 理事会は、次の事項につき決議する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 社員総会が理事会の決議事項として指示した事項
- (4) 代表理事、業務執行理事の選任並びに解任
- (5) 当法人の行う重要な契約及び債務負担行為の承認

(種類及び開催)

第 3 3 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 4 箇月を超える間隔で 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から理事会の目的である事項を記載した書面により、理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 監事から理事会の招集があったとき。

(招集)

第 3 4 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 会長に事故があるとき又は欠けたとき、各理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を

記載した書面をもって、少なくとも7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき又は欠けたとき、当該理事会において議長を選任する。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の規定による報告（代表理事による職務の執行状況の報告）については、この限りではない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。出席した代表理事若しくは代表理事が欠けた会議においては議長を務めた理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 委員会

(構成)

第 41 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、会長が運営委員会その他の委員会を設置することができる。

2 運営委員会は、理事会の諮問、要請に基づき当法人の運営について調査、研究、審議又は事業運営等を行なうことにより、理事会及び事務局の職務を補助する。

3 その他の委員会は、各々その目的とする事項について、調査、研究、審議又は事業運営等を行なう。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第42条 当法人の運営について必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章 基金

(基金の拠出)

第43条 当法人は、正会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第44条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第45条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第46条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第47条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) 基金

(6) その他の収入

(財産の管理)

第48条 会長は、この法人の目的を達するため善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(経費の支弁)

第49条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属書類

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

従たる事務所を置く場合にも同様とする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(3) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 当法人は、第1項の通常総会終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（収支差額の処分）

第52条 当法人の収支決算に差額が生じたときは、社員総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（会計原則等）

第53条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第54条 当法人の定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第55条 当法人は、社員総会の決議その他法人法第148条の事由により、解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第56条 当法人の解散等により清算をする場合において有する残余財産は、国、地方公共団体又は公益的目的を有する他の団体に贈与するものとし、贈与の相手先並びに方法については、当法人の社員総会の決議によって定める。

第10章 事務局

(設置等)

第57条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかねばならない。

(1) 定款

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬の基準
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第59条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第59条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第60条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告）

第 6 1 条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法による。

第 1 2 章 補 則

(委任)

第 6 2 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令準拠)

第 6 3 条 この定款に定めのない事項は、法人法及びその他の法令による。